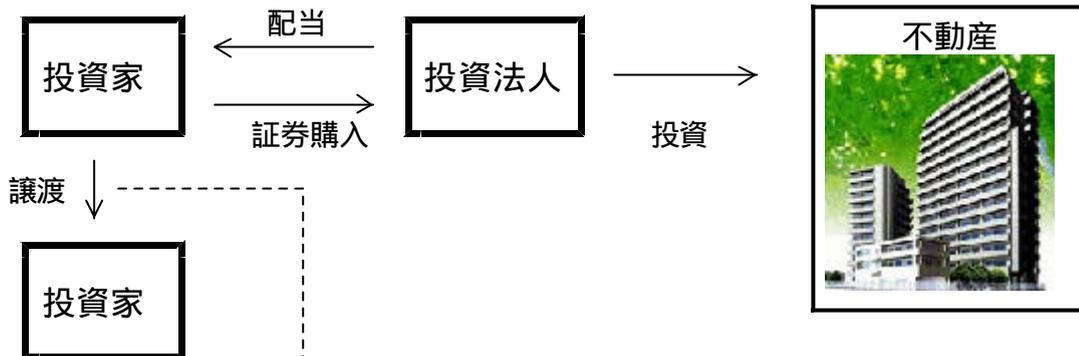


(4) 個人に対する上場不動産投資証券の譲渡益課税の軽減  
(所得税、個人住民税)

内 容

約1,400兆円の個人金融資産を不動産市場へ振り向け、不動産市場に「強力な買い手」を創出し不動産取引の活性化を図るため、株式課税の軽減に合わせて、個人に対する上場不動産投資証券の譲渡益課税について、以下の措置を講ずる。



(改正内容：上場不動産投資証券の譲渡益に対して)

少額譲渡益非課税制度への適用

(保有期間が1年を超える上場株式等の譲渡所得に係る100万円の特別控除の特例  
(適用期限:平成17年12月31日まで))

申告分離課税の税率の引下げ

(上場株式等を譲渡した場合の譲渡益に係る税率の引下げ(26% 20%))

1年超保有した場合の申告分離課税の税率の引下げ

(保有期間が1年を超える上場株式等を譲渡した場合の譲渡益に係る税率の引下げ  
(26% 10%)(適用期限:平成17年12月31日まで))

損失の繰越控除制度の創設

(上場株式等を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額についての繰越控除(繰越期間3年))

購入額1,000万円までの譲渡益非課税の緊急投資優遇制度

(平成14年末までに購入した上場株式等を平成17年~19年に譲渡した場合における購入額1,000万円までの譲渡益非課税)

申告不要特例の創設

(平成15年1月からの申告分離課税への一本化に当たっての申告事務負担の軽減)

~ については平成13年秋の臨時国会において措置